

## 退職所得に係る市民税・道民税の特別徴収

退職手当等(退職所得)に対する市民税・道民税は、他の所得と合算せず、区別して計算・課税されます(分離課税)。  
支払者は、退職手当等にかかる市民税・道民税を計算し、支払金額からその税額を差し引いて市区町村へ納入することとされています。

### 税額の計算方法

#### ①退職所得の金額の算出

$$(A) \text{退職手当等支払金額} - (B) \text{退職所得の控除額(基準控除額)} = (C) \text{退職手当等から退職所得控除額を引いたもの}$$

#### ※Bの計算

勤続年数(注1)	(B)退職所得の控除額(基準控除額)(注2)
20年以下の場合	40万円×勤続年数(80万円に満たないときは、80万円)
20年を超える場合	800万円+70万円×(勤続年数-20年)

(注1) 勤続年数に1年末満の端数があるときは、1年に切り上げて計算します。

(注2) 障がい者になったことにより退職した方は、Bの計算結果に100万円を加えた金額が基準控除額です。

上記で計算した(C)に、以下の条件で計算を行ったものが退職所得の金額です。

勤続年数5年以下の役員等	C = 退職所得の金額
勤続年数5年以下の役員等以外の方	(C ≤ 300万円のとき) C × 1/2 = 退職所得の金額 (300万円 < Cのとき) 150万円 + {A - (300万円+B)} = 退職所得の金額
上記以外の方	C × 1/2 = 退職所得の金額

#### ②税額の計算

$$\begin{array}{lll} \text{市民税} & ①\text{の退職所得の金額} \times 6\% & = \text{市民税額} \quad (100\text{円未満切捨て}) \\ \text{道民税} & ①\text{の退職所得の金額} \times 4\% & = \text{道民税額} \quad (100\text{円未満切捨て}) \end{array}$$

### 納入する市区町村と時期

退職手当等を受けるべき日(通常は「退職した日」)の属する年の1月1日現在の住所地の市区町村に、

退職手当等を支給した翌月10日までに納入してください。(給与分の納入先の市区町村と異なる場合があります。)

### 納入書の記載方法

※給与分の徴収月額を同時に納入する場合

#### 表面

印字されている納入金額を横線で抹消  
※訂正印は不要

月額分を「給与分」欄、退職所得分を「退職所得分」欄にそれぞれ記入

月額分と退職所得分の合計額を「合計額」欄に記入

事業所の所在地、名称、法人番号を記入

北海道岩見沢市 02880-2-986088

株式会社●●商事

裏面(内訳の申告ですので、忘れないで記入してください)

納入日、使用する納入書の月、退職金等の支給人員数、退職金等支払金額、市民税分・道民税分それぞれの特別徴収税額を記入

令和●年●月●日 提出

令和●年●月●日	提出	人員	2人
退職手当等支払金額	200000000	市民税	129600
特別徴収税額	86400	道民税	

事業所の所在地、名称、法人番号を記入 第2項の規定により上記のとおり方で記入してお送りください。

北海道岩見沢市●条●丁目●番●号

株式会社●●商事 法人番号 \*\*\*\*\*

令和7年度

## 市民税・道民税・森林環境税の特別徴収届出・納入の手引き

この手引きは、特別徴収に関する主な届出や、納入手続きを簡単にまとめたものです。

書面で手続きするときは、この手引きを参考に記入して提出してください。書き方がわからない場合や、特殊なケースはお問い合わせください。

特別徴収の手続きは **eLTAX** の利用が便利です!

届出や申告が  
オンラインで  
簡単に

複数自治体の  
手続きも  
窓口一本化

金融機関へ  
出向かずに  
オンライン納入

eLTAX(エルタックス)は、地方税における手続きをインターネットを利用して電子的に行うシステムです。さまざまな手続きがオンラインで完結し、複数自治体への手続きも簡単に。

「共通納税システム」を使えば、金融機関へ出向いて納入する手間も省けます。



詳しくは地方税ポータルシステムのホームページをご覧ください。

特別徴収に関する各種様式は、市のホームページから取得できます。

郵送での追加送付はできませんので、今回お送りした様式をコピーするか、データをダウンロードのうえ、印刷してご使用ください。

※届出内容を満たしていれば、他市町村の様式でもお受けできます。

【特別徴収についてのお問い合わせ、各種届出の提出先】

岩見沢市役所 税務課市民税係

☎ 0126-35-4031 (直通)

〒068-8686 北海道岩見沢市鳩が丘1丁目1番1号

【様式のダウンロード】

岩見沢市 特別徴収

従業員を新たに特別徴収にしたい場合、退職などにより特別徴収できなくなった場合、事業所(特別徴収義務者)の情報に変更があった場合は、必ず市へ届け出てください。

### 従業員の異動 (特別徴収への切替、普通徴収への切替)

■退職等で、残額を最後の給与から天引きしてまとめて納めるとき (一括徴収)

異動届出書 (様式第28号)	イワミ ミツオ 岩見 三男 S 33年 3月 3日 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	特別徴収税額 (年税率) 50.800	徴収済額 (イ) 17,200 円	未徴収税額 (ア)~(イ) 33,600 円	異年月日 6月から 9月まで 令和▲ 9 30	異動の事由 1. 退職 2. 転勤 3. その他 4. 休職 5. 会社少報・不定期勤務 6. 借職 7. その他 8. 普通徴収 9. 本人納付	異動後の未徴収 税額の徴収方法 (注) 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 4. 本人納付
						新し勤務先へは、月割額 円を 毎分(毎月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡(添みえ)。	
						記入欄 1. 退職の申出があったため 2. 退職の申出がないため	
						徴収予定期間 10月 21日 10月 21日 10月 21日	
						支拂い料 10月分(毎月10日納入期限分)で 33,600円	

■退職等で、一括徴収ができず残額を従業員に納めてもらうとき (普通徴収)

\*1月以降の異動で、新しい勤務先での特別徴収継続とならない場合は、原則一括徴収としてください。

異動届出書 (様式第28号)	イワミ ミツオ 岩見 三男 S 33年 3月 3日 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	特別徴収税額 (年税率) 50.800	徴収済額 (イ) 17,200 円	未徴収税額 (ア)~(イ) 33,600 円	異年月日 6月から 9月まで 令和▲ 8 31	異動の事由 1. 退職 2. 転勤 3. その他 4. 休職 5. 会社少報・不定期勤務 6. 借職 7. その他 8. 普通徴収 9. 本人納付	異動後の未徴収 税額の徴収方法 (注) 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 4. 本人納付
						新し勤務先へは、月割額 円を 毎分(毎月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡(添みえ)。	
						記入欄 1. 退職の申出があったため 2. 退職の申出がないため	
						徴収予定期間 10月 21日 10月 21日 10月 21日	
						支拂い料 10月分(毎月10日納入期限分)で 33,600円	

■従業員の転勤先・転職先で特別徴収を継続するとき (特別徴収継続)

異動届出書 (様式第28号)	イワミ ミツオ 岩見 三男 S 33年 3月 3日 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	特別徴収税額 (年税率) 50.800	徴収済額 (イ) 17,200 円	未徴収税額 (ア)~(イ) 33,600 円	異年月日 6月から 9月まで 令和▲ 9 30	異動の事由 1. 退職 2. 転勤 3. その他 4. 休職 5. 会社少報・不定期勤務 6. 借職 7. その他 8. 普通徴収 9. 本人納付	異動後の未徴収 税額の徴収方法 (注) 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 4. 本人納付
						新し勤務先へは、月割額 円を 毎分(毎月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡(添みえ)。	
						記入欄 T063-0814 札幌市西区琴似○条西○丁目○〇〇-〇 クリーニング岩見沢有限公司 小野 花子 011-231-×××× 内線( 1212 )	
						受取者番号 0000022224444	

■新たに従業員の特別徴収を開始するとき (特別徴収切替)

下記の者について、10月分より特別徴収を希望します。  
( 11月 10日 納期限分)

従業員がお持ちの税額決定・  
納税通知書でご確認ください。

切替届出(依頼)書 (様式第29号)	リガナ イワミ ミツオ 長名 岩見 三男 郵便番号 068-0025 現住所 岩見沢市○条西○丁目○番○号 (住所)(1月1日) 同上 生年月日 S33年 3月 3日 受取者番号 年税率 170,000円 普通徴収 納付済額 86,000円 納付済期 月随時分 まで 2 週期 納税通知書番号 33322211 異動年月日 令和▲年 10月 1日
-----------------------	--

### 特別徴収義務者の異動 (会社の所在地や名称の変更など)

所在地・名称変更届出書(様式第31号) ※記載方法がわからない場合はお問い合わせください。

特別徴収税額決定・変更通知書の「●月分」に記載された税額を各従業員の給与から天引きし、翌月10日までに岩見沢市に納めてください。

ここでいう「●月分」とは、「●月に支払う給与から徴収する分」のことをいい、給与の支払日を基準としております。徴収月の考え方をご注意ください。※届出書提出後の変更は原則対応いたしません。

### 納入書を使用

税額決定通知書に同封した納入書を使用し、岩見沢市が指定する金融機関で納めてください。  
なお、給与支払報告書の提出時に「納入書不要」とされていた場合は、納入書は作成できません。  
また、紛失された場合も再度の作成はできません。空白の様式にてご対応いただいております。

### 岩見沢市収納事務取扱金融機関一覧

- 岩見沢市役所本庁および北村・栗沢両支所
- 空知信用金庫本店および支店
- 北海道銀行(道内全店)
- 北門信用金庫岩見沢支店
- いわみざわ農業協同組合本所、各支所
- 峰延農業協同組合本所
- 郵便局及びゆうちょ銀行(道内)

※令和7年4月1日から 北洋銀行 の窓口で納入する場合は取次手数料がかかります(1件につき880円)

道外からの納入は、別紙「金融機関指定通知書」を希望する郵便局及びゆうちょ銀行に提出することで、納入書を使ってお支払いいただけるようになります。それ以外の金融機関でお支払いを希望される場合は、「共通納税システム(eLTAX)」の利用をご検討ください。

■税額変更等によって納入する金額が変わるとときは・・・

変更後の金額での納入書は作成できません。

お手数ですが、変更通知書の内容にあわせて納入書を手書きで修正し、ご使用ください。

例: 退職者分を減らす

印人印	印字されている納入金額を横線で抹消
※訂正印は不要	
市区町村コード 0 1 2 1 0 6	0 2 6 8 0 - 2 - 9 6 0 0 8 8
指 定番 号 人会計管理者 人会計管理者 人会計管理者 人会計管理者	岩見沢市会計管理者 人会計管理者 人会計管理者 人会計管理者
変更後の金額を「給与分」欄に記入	678,000
納入手べき金額が右の納入金額と異なるときは、納入金額の欄を横線で抹消し、納入金額を横線で記入	623200
変更後の金額を「合計額」欄に記入	623200

例: 一括徴収分を上乗せ

印人印	印字されている納入金額を横線で抹消
※訂正印は不要	
市区町村コード 0 1 2 1 0 6	0 2 6 8 0 - 2 - 9 6 0 0 8 8
指 定番 号 人会計管理者 人会計管理者 人会計管理者 人会計管理者	岩見沢市会計管理者 人会計管理者 人会計管理者 人会計管理者
一括徴収した金額を「給与分」欄に加算して記入 ※「退職所得分」には記入しないでください	678,000
納入手べき金額が右の納入金額と異なるときは、納入金額の欄を横線で抹消し、納入金額を横線で記入	765000
変更後の金額を「合計額」欄に記入	765000

### 共通納税システム(eLTAX)による納入

ダイレクト納付、インターネットバンキングなどご利用いただけます。上記の金融機関以外からの納付も可能です。詳しくは「eLTAX」のホームページをご覧ください。

### 上記の納入方法が取れない場合

手数料はご負担いただきますが、口座振込による納入も可能です。

振込先 空知信用金庫 本店 普通預金 591900 岩見沢市会計管理者

※税目特定のため、振り込みの際は備考欄または振込依頼人の後に、種別を記載いただくようお願いします。

- ・月割分、退職による一括徴収分の納入は「トクチヨウ」
- ・退職所得に係る分離課税分の納入は「タイシヨク」

